

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	1	26	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、承諾については署名を、指示、協議、提出、報告、通知については記名したものを有効とする。	1	1	1	1	26	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	表現修正
1	1	1	3		設計図書の照査・ワンデーレスポンス等	1	1	1	3		設計図書の照査・ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス等	追加
1	1	1	3	5	（新設）	1	1	1	3	5	監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	追加
1	1	1	18	11	11. 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土を工事現場に搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した帳票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	1	1	1	18	11	11. 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土を工事現場に搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物に係る情報交換システム（コブリス・プラス）に入力するものとする。なお、監督員がコブリス・プラスにおいて、再生資源利用計画の実施状況を確認した場合、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	表現修正 追記
1	1	1	26	4	4. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。	1	1	1	26	4	4. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件にあった機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。	表現修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	26	16	16. 監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従う。	1	1	1	26	16	16. 監督員が、労働安全衛生法（令和7年6月改正 法律第68号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従う。	更新
1	1	1	26	17	17. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておく。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	26	17	17. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和7年6月改正 法律第68号）等関連法令に基づく措置を常に講じておく。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	更新
1	1	1	30	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1－2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	30	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1－2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	更新

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	32	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事 説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事 説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	更新

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	32	14	(1)受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	14	(1)受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年9月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 （追記） ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	更新 追記
1	1	1	32	15	④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1－4を標準とするが、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。また、第1編1－1－4施工計画書（11）交通管理に記載しなければならない。	1	1	1	32	15	④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1－4を標準とするが、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。また、第1編1－1－4施工計画書（13）交通管理に記載しなければならない。	誤記修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）																																				
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由																														
1	1	1	32	15	表1-4 標識車等の仕様 <table><tr><th>項 目</th><th>数量・規格</th><th>配 置 等</th></tr><tr><td>クッションドラム</td><td>2 個</td><td>標識車の前方 5m 程度に設置</td></tr><tr><td>標識</td><td></td><td>道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）の㊸に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。</td></tr><tr><td>標識のベース車両</td><td>2 tトラック</td><td></td></tr><tr><td>体感マット</td><td>幅200mm 厚6mm</td><td>施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置</td></tr></table>	項 目	数量・規格	配 置 等	クッションドラム	2 個	標識車の前方 5m 程度に設置	標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）の㊸に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。	標識のベース車両	2 tトラック		体感マット	幅200mm 厚6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置	1	1	1	32	15	表1-4 標識車等の仕様 <table><tr><th>項 目</th><th>数量・規格</th><th>配 置 等</th></tr><tr><td>クッションドラム</td><td>2 個</td><td>標識車の前方 5m 程度に設置</td></tr><tr><td>標識</td><td></td><td>道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）の㊸に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。</td></tr><tr><td>標識のベース車両</td><td>2 tトラック</td><td></td></tr><tr><td>体感マット</td><td>幅200mm 厚6mm</td><td>施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置</td></tr></table>	項 目	数量・規格	配 置 等	クッションドラム	2 個	標識車の前方 5m 程度に設置	標識		道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）の㊸に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。	標識のベース車両	2 tトラック		体感マット	幅200mm 厚6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置	更新
項 目	数量・規格	配 置 等																																								
クッションドラム	2 個	標識車の前方 5m 程度に設置																																								
標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）の㊸に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。																																								
標識のベース車両	2 tトラック																																									
体感マット	幅200mm 厚6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置																																								
項 目	数量・規格	配 置 等																																								
クッションドラム	2 個	標識車の前方 5m 程度に設置																																								
標識		道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）の㊸に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。																																								
標識のベース車両	2 tトラック																																									
体感マット	幅200mm 厚6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置																																								
1	1	1	34	1	（4）労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）	1	1	1	34	1	（4）労働基準法（令和6年5月改正 法律第42号）	更新																														
1	1	1	34	1	（5）労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	（5）労働安全衛生法（令和7年6月改正 法律第68号）	更新																														
1	1	1	34	1	（8）雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）	1	1	1	34	1	（8）雇用保険法（令和6年6月改正 法律第47号）	更新																														
1	1	1	34	1	（10）健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号）	1	1	1	34	1	（10）健康保険法（令和6年6月改正 法律第47号）	更新																														
1	1	1	34	1	（12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	1	1	1	34	1	（12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和6年5月改正 法律第26号）	更新																														
1	1	1	34	1	（13）出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正法律第97号）	1	1	1	34	1	（13）出入国管理及び難民認定法（令和5年12月改正法律第84号）	更新																														
1	1	1	34	1	（14）道路法（令和5年5月改正 法律第19号）	1	1	1	34	1	（14）道路法（令和5年5月改正 法律第34号）	更新																														
1	1	1	34	1	（15）道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）	1	1	1	34	1	（15）道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）	更新																														
1	1	1	34	1	（17）道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）	1	1	1	34	1	（17）道路運送車両法（令和5年6月改正 法律第63号）	更新																														
1	1	1	34	1	（19）地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	（19）地すべり等防止法（令和5年5月改正 法律第34号）	更新																														

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）							
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由	
1	1	1	34	1	(21) 河川法（令和3年5月改正 法律第31号）	1	1	1	34	1	(21) 河川法（令和5年5月改正 法律第34号）	更新	
1	1	1	34	1	(22) 海岸法（平成30年12月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	(22) 海岸法（令和5年5月改正 法律第34号）	更新	
1	1	1	34	1	(26) 漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	34	1	(26) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（令和5年5月改正 法律第34号）	更新	
1	1	1	34	1	(28) 航空法（令和4年6月改正 法律第62号）	1	1	1	34	1	(28) 航空法（令和5年6月改正 法律第63号）	更新	
1	1	1	34	1	(31) 森林法（令和2年6月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	(31) 森林法（令和5年6月改正 法律第63号）	更新	
1	1	1	34	1	(41) 砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	1	34	1	(41) 砂利採取法（令和5年6月改正 法律第63号）	更新	
1	1	1	34	1	(44) 測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	(44) 測量法（令和6年6月改正 法律第54号）	更新	
1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号）	1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（令和6年6月改正 法律第53号）	更新	
1	1	1	34	1	(46) 都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	1	1	1	34	1	(46) 都市公園法（令和6年5月改正 法律第40号）	更新	
1	1	1	34	1	(50) 海上交通安全法（令和3年6月改正 法律第53号）	1	1	1	34	1	(50) 海上交通安全法（令和5年5月改正 法律第34号）	更新	
1	1	1	34	1	(53) 船員法（令和3年6月改正 法律第75号）	1	1	1	34	1	(53) 船員法（令和6年5月改正 法律第42号）	更新	
1	1	1	34	1	(54) 船舶職員法及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	1	1	1	34	1	(54) 船舶職員法及び小型船舶操縦者法（令和5年5月改正 法律第24号）	更新	
1	1	1	34	1	(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第54号）	更新	
1	1	1	34	1	(65) 厚生年金保険法（令和5年3月改正 法律第3号）	1	1	1	34	1	(65) 厚生年金保険法（令和6年6月改正 法律第47号）	更新	
1	1	1	34	1	(70) 所得税法（令和5年6月改正 法律第44号）	1	1	1	34	1	(70) 所得税法（令和6年5月改正 法律第26号）	更新	
1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（令和5年5月改正 法律第31号）	1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（令和6年6月改正 法律第47号）	更新	

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	34	1	(73) 著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）	1	1	1	34	1	(73) 著作権法（令和6年6月改正 法律第55号）	更新
1	1	1	34	1	(74) 電波法（令和4年12月改正 法律第93号）	1	1	1	34	1	(74) 電波法（令和5年12月改正 法律第87号）	更新
1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和6年6月改正 法律第47号）	更新
1	1	1	34	1	(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	1	1	1	34	1	(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第54号）	更新
1	1	1	34	1	(81) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	(81) 警備業法（令和5年6月改正 法律第63号）	更新
1	1	1	34	1	(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和5年6月改正 法律第58号）	1	1	1	34	1	(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第53号）	更新
1	1	1	39	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。						発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	更新
1	3	2	1	1	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】〔2023年制定〕（2023年9月）	1	3	2	1	1	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】〔2022年制定〕（2023年3月）	修正
1	3	3	2	1	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	適用すべき諸基準類と整合

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）																														
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由																								
1	3	5	4	2	表3-2 計量値の許容差 <table><thead><tr><th>材料の種類</th><th>計量値の許容差（％）</th></tr></thead><tbody><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></tbody></table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の最大値は、1（％）とする。	材料の種類	計量値の許容差（％）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	1	3	5	4	2	表3-2 計量値の許容差 <table><thead><tr><th>材料の種類</th><th>計量値の許容差（％）</th></tr></thead><tbody><tr><td>水</td><td>± 1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>± 1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>± 3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>± 2※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>± 3</td></tr></tbody></table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、± 1（％）とする。	材料の種類	計量値の許容差（％）	水	± 1	セメント	± 1	骨材	± 3	混和材	± 2※	混和剤	± 3	修正
材料の種類	計量値の許容差（％）																																			
水	1																																			
セメント	1																																			
骨材	3																																			
混和材	2※																																			
混和剤	3																																			
材料の種類	計量値の許容差（％）																																			
水	± 1																																			
セメント	± 1																																			
骨材	± 3																																			
混和材	± 2※																																			
混和剤	± 3																																			
1	3	7	3	3	3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4. 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	1	3	7	3	3	3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2022年制定〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4. 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	修正																								

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）					新条文（令和7年10月版）																																																																																																																					
編	章	節	条	項	現行条文					編	章	節	条	項	新条文					改定理由																																																																																																						
2	2	3	3	4	表2-5 再生砕石の粒度 <table><tr><th colspan="2">粒度範囲 (呼び名)</th><th>40～0 (RC-40)</th><th>30～0 (RC-30)</th><th>20～0 (RC-20)</th></tr><tr><th rowspan="8">ふるい目 の開き</th><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td></td></tr><tr><td>26.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>50～80</td><td>55～85</td><td>95～100</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>60～90</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>15～40</td><td>15～45</td><td>20～50</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>5～25</td><td>5～30</td><td>10～35</td></tr><tr><th colspan="2">通過質量百分率 (%)</th><td></td><td></td><td></td></tr></table> 〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。					粒度範囲 (呼び名)		40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)	ふるい目 の開き	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100		26.5mm	—	—	100	19mm	50～80	55～85	95～100	13.2mm	—	—	60～90	4.75mm	15～40	15～45	20～50	2.36mm	5～25	5～30	10～35	通過質量百分率 (%)					2	2	3	3	4	表2-5 再生砕石の粒度 <table><tr><th colspan="2">粒度範囲 (呼び名)</th><th>40～0 (RC-40)</th><th>30～0 (RC-30)</th><th>20～0 (RC-20)</th></tr><tr><th rowspan="8">ふるい目 の開き</th><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td></td></tr><tr><td>26.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>50～80</td><td>55～85</td><td>95～100</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>60～90</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>15～40</td><td>15～45</td><td>20～50</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>5～25</td><td>5～30</td><td>10～35</td></tr><tr><th colspan="2">通過質量百分率 (%)</th><td></td><td></td><td></td></tr></table> 〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。					粒度範囲 (呼び名)		40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)	ふるい目 の開き	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100		26.5mm	—	—	100	19mm	50～80	55～85	95～100	13.2mm	—	—	60～90	4.75mm	15～40	15～45	20～50	2.36mm	5～25	5～30	10～35	通過質量百分率 (%)					諸基準類との整合																
粒度範囲 (呼び名)		40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)																																																																																																																						
ふるい目 の開き	53mm	100																																																																																																																								
	37.5mm	95～100	100																																																																																																																							
	31.5mm	—	95～100																																																																																																																							
	26.5mm	—	—	100																																																																																																																						
	19mm	50～80	55～85	95～100																																																																																																																						
	13.2mm	—	—	60～90																																																																																																																						
	4.75mm	15～40	15～45	20～50																																																																																																																						
	2.36mm	5～25	5～30	10～35																																																																																																																						
通過質量百分率 (%)																																																																																																																										
粒度範囲 (呼び名)		40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	20～0 (RC-20)																																																																																																																						
ふるい目 の開き	53mm	100																																																																																																																								
	37.5mm	95～100	100																																																																																																																							
	31.5mm	—	95～100																																																																																																																							
	26.5mm	—	—	100																																																																																																																						
	19mm	50～80	55～85	95～100																																																																																																																						
	13.2mm	—	—	60～90																																																																																																																						
	4.75mm	15～40	15～45	20～50																																																																																																																						
	2.36mm	5～25	5～30	10～35																																																																																																																						
通過質量百分率 (%)																																																																																																																										
2	2	3	3	4	表2-5-1 再生粒度調整砕石の粒度 <table><tr><th colspan="2">粒度範囲 (呼び名)</th><th>40～0 (RM-40)</th><th>30～0 (RM-30)</th><th>25～0 (RM-25)</th></tr><tr><th rowspan="10">ふるい目 の開き</th><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td>100</td></tr><tr><td>26.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>95～100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>60～90</td><td>60～90</td><td>—</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>55～85</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>30～65</td><td>30～65</td><td>30～65</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>20～50</td><td>20～50</td><td>20～50</td></tr><tr><td>425μm</td><td>10～30</td><td>10～30</td><td>10～30</td></tr><tr><td>75μm</td><td>2～10</td><td>2～10</td><td>2～10</td></tr><tr><th colspan="2">通過質量百分率 (%)</th><td></td><td></td><td></td></tr></table> 〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。					粒度範囲 (呼び名)		40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)	ふるい目 の開き	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100	100	26.5mm	—	—	95～100	19mm	60～90	60～90	—	13.2mm	—	—	55～85	4.75mm	30～65	30～65	30～65	2.36mm	20～50	20～50	20～50	425μm	10～30	10～30	10～30	75μm	2～10	2～10	2～10	通過質量百分率 (%)					2	2	3	3	4	表2-5-1 再生粒度調整砕石の粒度 <table><tr><th colspan="2">粒度範囲 (呼び名)</th><th>40～0 (RM-40)</th><th>30～0 (RM-30)</th><th>25～0 (RM-25)</th></tr><tr><th rowspan="10">ふるい目 の開き</th><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td>100</td></tr><tr><td>26.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>95～100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>60～90</td><td>60～90</td><td>—</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>55～85</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>30～65</td><td>30～65</td><td>30～65</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>20～50</td><td>20～50</td><td>20～50</td></tr><tr><td>425μm</td><td>10～30</td><td>10～30</td><td>10～30</td></tr><tr><td>75μm</td><td>2～10</td><td>2～10</td><td>2～10</td></tr><tr><th colspan="2">通過質量百分率 (%)</th><td></td><td></td><td></td></tr></table> 〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。					粒度範囲 (呼び名)		40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)	ふるい目 の開き	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100	100	26.5mm	—	—	95～100	19mm	60～90	60～90	—	13.2mm	—	—	55～85	4.75mm	30～65	30～65	30～65	2.36mm	20～50	20～50	20～50	425μm	10～30	10～30	10～30	75μm	2～10	2～10	2～10	通過質量百分率 (%)					諸基準類との整合
粒度範囲 (呼び名)		40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)																																																																																																																						
ふるい目 の開き	53mm	100																																																																																																																								
	37.5mm	95～100	100																																																																																																																							
	31.5mm	—	95～100	100																																																																																																																						
	26.5mm	—	—	95～100																																																																																																																						
	19mm	60～90	60～90	—																																																																																																																						
	13.2mm	—	—	55～85																																																																																																																						
	4.75mm	30～65	30～65	30～65																																																																																																																						
	2.36mm	20～50	20～50	20～50																																																																																																																						
	425μm	10～30	10～30	10～30																																																																																																																						
	75μm	2～10	2～10	2～10																																																																																																																						
通過質量百分率 (%)																																																																																																																										
粒度範囲 (呼び名)		40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)																																																																																																																						
ふるい目 の開き	53mm	100																																																																																																																								
	37.5mm	95～100	100																																																																																																																							
	31.5mm	—	95～100	100																																																																																																																						
	26.5mm	—	—	95～100																																																																																																																						
	19mm	60～90	60～90	—																																																																																																																						
	13.2mm	—	—	55～85																																																																																																																						
	4.75mm	30～65	30～65	30～65																																																																																																																						
	2.36mm	20～50	20～50	20～50																																																																																																																						
	425μm	10～30	10～30	10～30																																																																																																																						
	75μm	2～10	2～10	2～10																																																																																																																						
通過質量百分率 (%)																																																																																																																										

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
2	2	3	4		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-12の規格に適合するものとする。	2	2	3	4		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-12-1 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-12-2 とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）					新条文（令和7年10月版）																							
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	新条文	改定理由																	
2	2	3	4		2	2	3	4			諸基準類との整合																	
表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><td>旧アスファルトの含有量（％）</td><td colspan="2">3.8以上</td></tr><tr><td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td><td>針入度 1／10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>圧裂係数 MPa／mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量（％）</td><td colspan="2">5以下</td></tr></table> 〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 〔注3〕 アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 〔注4〕 アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注5〕 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 〔注6〕 アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 〔注7〕 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。					旧アスファルトの含有量（％）	3.8以上		旧アスファルトの性状	針入度 1／10mm	20以上	圧裂係数 MPa／mm	1.70以下	骨材の微粒分量（％）	5以下		表2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><th>項目</th><th>目標値</th></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量（％）</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td>旧アスファルトの針入度（25℃） 1／10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量（％）</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注4〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注5〕 アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。					項目	目標値	旧アスファルトの含有量（％）	3.8以上	旧アスファルトの針入度（25℃） 1／10mm	20以上	骨材の微粒分量（％）	5以下
旧アスファルトの含有量（％）	3.8以上																											
旧アスファルトの性状	針入度 1／10mm	20以上																										
	圧裂係数 MPa／mm	1.70以下																										
骨材の微粒分量（％）	5以下																											
項目	目標値																											
旧アスファルトの含有量（％）	3.8以上																											
旧アスファルトの針入度（25℃） 1／10mm	20以上																											
骨材の微粒分量（％）	5以下																											

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						改定理由								
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文									
2	2	3	4			2	2	3	4		表2-12-2 圧縮係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table><tr><td>項目</td><td>目標値</td></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量（％）</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数（25℃）MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量（％）</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト，新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお，13mm以下が2種類に分級されている場合には，それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注4〕 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は，13～5mmと5～0mmに分級し，これらを質量比1:1に調整した上で，最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし，供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%，水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合，圧裂試験に供することができない。 〔注5〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 〔注6〕 アスファルト混合物層の切削材は，アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし，切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	項目	目標値	旧アスファルトの含有量（％）	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数（25℃）MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量（％）	5以下	諸基準類との整合
項目	目標値																			
旧アスファルトの含有量（％）	3.8以上																			
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数（25℃）MPa/mm	1.70以下																			
骨材の微粒分量（％）	5以下																			

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）																																																																																																																																																																																																																												
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由																																																																																																																																																																																																																						
2	2	3	6	1	1. 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2－16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2－17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	1	1. 瀝青安定処理に使用する瀝青材料（再生舗装工法における新アスファルトを含む）の品質は、表2－16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2－17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	補足																																																																																																																																																																																																																						
2	2	3	6	1	<table><tr><th colspan="8">表2－16 舗装用石油アスファルトの規格。</th></tr><tr><th>項目</th><th>種類</th><th>40～60</th><th>60～80</th><th>80～100</th><th>100～120</th><th>120～150</th><th>150～200</th><th>200～300</th></tr><tr><td>針入度（25℃） 1 / 10 mm</td><td></td><td>40を超え 60以下</td><td>60を超え 80以下</td><td>80を超え 100以下</td><td>100を超え 120以下</td><td>120を超え 150以下</td><td>150を超え 200以下</td><td>200を超え 300以下</td></tr><tr><td>軟化点 ℃</td><td></td><td>47.0～ 55.0</td><td>44.0～ 52.0</td><td>42.0～ 50.0</td><td>40.0～ 50.0</td><td>38.0～ 48.0</td><td>30.0～ 45.0</td><td>30.0～ 45.0</td></tr><tr><td>伸度（15℃） cm</td><td></td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr><tr><td>トルエン 可溶分 ％</td><td></td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td></tr><tr><td>引火点 ℃</td><td></td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>240以上</td><td>240以上</td><td>210以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量 変化率 ％</td><td></td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>薄膜加熱針入度 残留率 ％</td><td></td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>蒸発後の 変化率 ％</td><td></td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.5以下</td><td>1.0以下</td><td>1.0以下</td></tr><tr><td>蒸発後の 針入比 ％</td><td></td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>密度（15℃） g / cc</td><td></td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td></tr></table> 〔注〕 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。	表2－16 舗装用石油アスファルトの規格。								項目	種類	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度（25℃） 1 / 10 mm		40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃		47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸度（15℃） cm		10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 ％		99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃		260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上	薄膜加熱質量 変化率 ％		0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—	薄膜加熱針入度 残留率 ％		58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—	蒸発後の 変化率 ％		—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入比 ％		110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—	密度（15℃） g / cc		1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	2	2	3	6	1	<table><tr><th colspan="8">表2－16 舗装用石油アスファルトの規格。</th></tr><tr><th>項目</th><th>種類</th><th>40～60</th><th>60～80</th><th>80～100</th><th>100～120</th><th>120～150</th><th>150～200</th><th>200～300</th></tr><tr><td>針入度（25℃） 1 / 10 mm</td><td></td><td>40を超え 60以下</td><td>60を超え 80以下</td><td>80を超え 100以下</td><td>100を超え 120以下</td><td>120を超え 150以下</td><td>150を超え 200以下</td><td>200を超え 300以下</td></tr><tr><td>軟化点 ℃</td><td></td><td>47.0～ 55.0</td><td>44.0～ 52.0</td><td>42.0～ 50.0</td><td>40.0～ 50.0</td><td>38.0～ 48.0</td><td>30.0～ 45.0</td><td>30.0～ 45.0</td></tr><tr><td>伸度（15℃） cm</td><td></td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr><tr><td>トルエン 可溶分 ％</td><td></td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td></tr><tr><td>引火点 ℃</td><td></td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>250以上</td><td>250以上</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量 変化率 ％</td><td></td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>薄膜加熱針入度 残留率 ％</td><td></td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>蒸発後の 変化率 ％</td><td></td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.5以下</td><td>1.0以下</td><td>1.0以下</td></tr><tr><td>蒸発後の 針入比 ％</td><td></td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>密度（15℃） g / cc</td><td></td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td></tr></table> 〔注1〕 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。 〔注2〕 舗装用の新アスファルトである120～150、150～200、200～300は、「JISK 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。	表2－16 舗装用石油アスファルトの規格。								項目	種類	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度（25℃） 1 / 10 mm		40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃		47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸度（15℃） cm		10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 ％		99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃		260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上	薄膜加熱質量 変化率 ％		0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—	薄膜加熱針入度 残留率 ％		58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—	蒸発後の 変化率 ％		—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入比 ％		110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—	密度（15℃） g / cc		1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	諸基準類との整合
表2－16 舗装用石油アスファルトの規格。																																																																																																																																																																																																																																		
項目	種類	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																																																																										
針入度（25℃） 1 / 10 mm		40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																																																																										
軟化点 ℃		47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																																																																																																																										
伸度（15℃） cm		10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																																																																										
トルエン 可溶分 ％		99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																																																																										
引火点 ℃		260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上																																																																																																																																																																																																																										
薄膜加熱質量 変化率 ％		0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—																																																																																																																																																																																																																										
薄膜加熱針入度 残留率 ％		58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—																																																																																																																																																																																																																										
蒸発後の 変化率 ％		—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																																																																										
蒸発後の 針入比 ％		110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—																																																																																																																																																																																																																										
密度（15℃） g / cc		1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																																																																										
表2－16 舗装用石油アスファルトの規格。																																																																																																																																																																																																																																		
項目	種類	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																																																																										
針入度（25℃） 1 / 10 mm		40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																																																																										
軟化点 ℃		47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																																																																																																																										
伸度（15℃） cm		10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																																																																										
トルエン 可溶分 ％		99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																																																																										
引火点 ℃		260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上																																																																																																																																																																																																																										
薄膜加熱質量 変化率 ％		0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—																																																																																																																																																																																																																										
薄膜加熱針入度 残留率 ％		58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—																																																																																																																																																																																																																										
蒸発後の 変化率 ％		—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																																																																										
蒸発後の 針入比 ％		110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—																																																																																																																																																																																																																										
密度（15℃） g / cc		1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																																																																										

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）					新条文（令和7年10月版）																																																													
編	章	節	条	項	現行条文					編	章	節	条	項	新条文					改定理由																																														
2	2	8	3		表2-30 再生用添加剤の標準的性状。 プラント再生用。 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>試験値</th></tr><tr><td>動 粘 度 (60℃)</td><td>mm²/s</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引 火 点</td><td>℃</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td><td></td><td>2以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率</td><td>%</td><td>±3以下</td></tr><tr><td>密度 (15℃)</td><td>g/cm³</td><td>報告</td></tr><tr><td>組成 (石油学会規格JPJ-5S-70-10)</td><td></td><td>報告</td></tr></table> 〔注〕密度は旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい。					項 目		試験値	動 粘 度 (60℃)	mm ² /s	80～1,000	引 火 点	℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3以下	密度 (15℃)	g/cm ³	報告	組成 (石油学会規格JPJ-5S-70-10)		報告	2	2	8	3		表2-30 再生用添加剤の標準的性状。 プラント再生用。 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>試験値</th></tr><tr><td>動 粘 度 (60℃)</td><td>mm²/s</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引 火 点</td><td>℃</td><td>250以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td><td></td><td>2以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率</td><td>%</td><td>±3以下</td></tr><tr><td>密度 (15℃)</td><td>g/cm³</td><td>報告</td></tr><tr><td>組成 (石油学会規格JPJ-5S-77-19)</td><td></td><td>報告</td></tr></table> 〔注〕密度は旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい。					項 目		試験値	動 粘 度 (60℃)	mm ² /s	80～1,000	引 火 点	℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3以下	密度 (15℃)	g/cm ³	報告	組成 (石油学会規格JPJ-5S-77-19)		報告	諸基準類との整合				
項 目		試験値																																																																
動 粘 度 (60℃)	mm ² /s	80～1,000																																																																
引 火 点	℃	250以上																																																																
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下																																																																
薄膜加熱質量変化率	%	±3以下																																																																
密度 (15℃)	g/cm ³	報告																																																																
組成 (石油学会規格JPJ-5S-70-10)		報告																																																																
項 目		試験値																																																																
動 粘 度 (60℃)	mm ² /s	80～1,000																																																																
引 火 点	℃	250以上																																																																
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下																																																																
薄膜加熱質量変化率	%	±3以下																																																																
密度 (15℃)	g/cm ³	報告																																																																
組成 (石油学会規格JPJ-5S-77-19)		報告																																																																
3	2	2	2	0	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）					3	2	2	2	0	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）					更新																																														
3	2	2	2	0	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）					3	2	2	2	0	日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）					更新																																														
3	2	2	2	0	厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン（平成21年4月）					3	2	2	2	0	厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン（令和5年12月）					更新																																														
3	2	3	25	1	1. 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法は縦200mm、横300mm、厚13mm（板厚8mm、字厚5mm）とする。記載事項は図2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。					3	2	3	25	1	1. 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法は縦200mm、横300mm、板厚3mmとする。記載事項は図2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名や内容について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。					実態を踏まえた規定の変更																																														

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）																																																																																																								
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由																																																																																																		
3	2	3	32	3	<table><tr><th colspan="6">表2-10 要求性能の確認方法</th></tr><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th><th>試験方法</th><th>試験条件</th><th>基準値</th></tr><tr><td rowspan="5">線材に要求される性能</td><td>母材の健全性</td><td>母材が健全であること</td><td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td><td>母材に傷が付いていないこと</td></tr><tr><td>強度</td><td>洗濯時の破断耐性及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td><td>引張試験（JIS G 3547に準拠）</td><td>—</td><td>引張強度 290N/mm²以上</td></tr><tr><td>耐久性</td><td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td><td>腐食促進試験（JIS G 0594に準拠）</td><td>塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間 線材摩耗試験 20,000回転</td><td>メッキ残存量 30g/n²以上</td></tr><tr><td>均質性</td><td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td><td colspan="3">鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td></tr><tr><td>環境適合性</td><td>周辺環境に影響を与える有害成分を排出しないこと</td><td colspan="3">鉄線籠型基準「1. 運用河川」に基づくこと</td></tr><tr><td rowspan="2">上記性能に加えて線材に要求される性能</td><td>摩阻抵抗（短期性能型）</td><td>作業中の安全のために必要な滑りにくき有すること</td><td>面的摩阻試験または 線的摩阻試験</td><td>—</td><td>摩阻係数 0.80以上</td></tr><tr><td>摩阻抵抗（長期性能型）</td><td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくき有すること</td><td>線材摩耗試験の線的摩阻試験または面材摩耗試験の面的摩阻試験</td><td>〔線材摩耗試験の場合〕回転数2,500回 〔面材摩耗試験の場合〕回転数100回転</td><td>摩阻係数 0.80以上 〔初期摩耗後〕</td></tr></table> 〔注1〕表2-11の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表2-13）を行うものとする。 〔注2〕メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	表2-10 要求性能の確認方法						項目		要求性能	試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	洗濯時の破断耐性及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験（JIS G 3547に準拠）	—	引張強度 290N/mm ² 以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験（JIS G 0594に準拠）	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間 線材摩耗試験 20,000回転	メッキ残存量 30g/n ² 以上	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと			環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を排出しないこと	鉄線籠型基準「1. 運用河川」に基づくこと			上記性能に加えて線材に要求される性能	摩阻抵抗（短期性能型）	作業中の安全のために必要な滑りにくき有すること	面的摩阻試験または 線的摩阻試験	—	摩阻係数 0.80以上	摩阻抵抗（長期性能型）	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくき有すること	線材摩耗試験の線的摩阻試験または面材摩耗試験の面的摩阻試験	〔線材摩耗試験の場合〕回転数2,500回 〔面材摩耗試験の場合〕回転数100回転	摩阻係数 0.80以上 〔初期摩耗後〕	3	2	3	32	3	<table><tr><th colspan="6">表2-10 要求性能の確認方法</th></tr><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th><th>試験方法</th><th>試験条件</th><th>基準値</th></tr><tr><td rowspan="5">線材に要求される性能</td><td>母材の健全性</td><td>母材が健全であること</td><td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td><td>母材に傷が付いていないこと</td></tr><tr><td>強度</td><td>洗濯時の破断耐性及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td><td>引張試験（JIS G 3547に準拠）</td><td>—</td><td>引張強度 290N/mm²以上</td></tr><tr><td>耐久性</td><td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td><td>腐食促進試験（JIS G 0594に準拠）</td><td>塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間 線材摩耗試験 20,000回転</td><td>メッキ残存量 30g/n²以上</td></tr><tr><td>均質性</td><td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td><td colspan="3">鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td></tr><tr><td>環境適合性</td><td>周辺環境に影響を与える有害成分を排出しないこと</td><td colspan="3">鉄線籠型基準「1. 運用河川」に基づくこと</td></tr><tr><td rowspan="2">上記性能に加えて線材に要求される性能</td><td>摩阻抵抗（短期性能型）</td><td>作業中の安全のために必要な滑りにくき有すること</td><td>面的摩阻試験または 線的摩阻試験</td><td>—</td><td>摩阻係数 0.80以上</td></tr><tr><td>摩阻抵抗（長期性能型）</td><td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくき有すること</td><td>線材摩耗試験の線的摩阻試験または面材摩耗試験の面的摩阻試験</td><td>〔線材摩耗試験の場合〕回転数2,500回 〔面材摩耗試験の場合〕回転数100回転</td><td>摩阻係数 0.80以上 〔初期摩耗後〕</td></tr></table> 〔注1〕表2-10の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表2-12）を行うものとする。 〔注2〕メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	表2-10 要求性能の確認方法						項目		要求性能	試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	洗濯時の破断耐性及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験（JIS G 3547に準拠）	—	引張強度 290N/mm ² 以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験（JIS G 0594に準拠）	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間 線材摩耗試験 20,000回転	メッキ残存量 30g/n ² 以上	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと			環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を排出しないこと	鉄線籠型基準「1. 運用河川」に基づくこと			上記性能に加えて線材に要求される性能	摩阻抵抗（短期性能型）	作業中の安全のために必要な滑りにくき有すること	面的摩阻試験または 線的摩阻試験	—	摩阻係数 0.80以上	摩阻抵抗（長期性能型）	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくき有すること	線材摩耗試験の線的摩阻試験または面材摩耗試験の面的摩阻試験	〔線材摩耗試験の場合〕回転数2,500回 〔面材摩耗試験の場合〕回転数100回転	摩阻係数 0.80以上 〔初期摩耗後〕	誤記修正
表2-10 要求性能の確認方法																																																																																																														
項目		要求性能	試験方法	試験条件	基準値																																																																																																									
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																									
	強度	洗濯時の破断耐性及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験（JIS G 3547に準拠）	—	引張強度 290N/mm ² 以上																																																																																																									
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験（JIS G 0594に準拠）	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間 線材摩耗試験 20,000回転	メッキ残存量 30g/n ² 以上																																																																																																									
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと																																																																																																											
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を排出しないこと	鉄線籠型基準「1. 運用河川」に基づくこと																																																																																																											
上記性能に加えて線材に要求される性能	摩阻抵抗（短期性能型）	作業中の安全のために必要な滑りにくき有すること	面的摩阻試験または 線的摩阻試験	—	摩阻係数 0.80以上																																																																																																									
	摩阻抵抗（長期性能型）	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくき有すること	線材摩耗試験の線的摩阻試験または面材摩耗試験の面的摩阻試験	〔線材摩耗試験の場合〕回転数2,500回 〔面材摩耗試験の場合〕回転数100回転	摩阻係数 0.80以上 〔初期摩耗後〕																																																																																																									
表2-10 要求性能の確認方法																																																																																																														
項目		要求性能	試験方法	試験条件	基準値																																																																																																									
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																									
	強度	洗濯時の破断耐性及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験（JIS G 3547に準拠）	—	引張強度 290N/mm ² 以上																																																																																																									
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験（JIS G 0594に準拠）	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間 線材摩耗試験 20,000回転	メッキ残存量 30g/n ² 以上																																																																																																									
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと																																																																																																											
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を排出しないこと	鉄線籠型基準「1. 運用河川」に基づくこと																																																																																																											
上記性能に加えて線材に要求される性能	摩阻抵抗（短期性能型）	作業中の安全のために必要な滑りにくき有すること	面的摩阻試験または 線的摩阻試験	—	摩阻係数 0.80以上																																																																																																									
	摩阻抵抗（長期性能型）	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくき有すること	線材摩耗試験の線的摩阻試験または面材摩耗試験の面的摩阻試験	〔線材摩耗試験の場合〕回転数2,500回 〔面材摩耗試験の場合〕回転数100回転	摩阻係数 0.80以上 〔初期摩耗後〕																																																																																																									

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）																														
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由																								
3	2	6	3	8	8. 加熱アスファルト安定処理に使用する鉄鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-24、表2-25の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	8	8. 加熱アスファルト安定処理に使用する鉄鋼スラグは第2編2-3-3 表2-10鉄鋼スラグの規格の規格に適合するものとする。 また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-12①針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-12②圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	適用すべき諸基準類と整合 条文の追加																								
3	2	6	1	8	<table><tr><th colspan="6">表2-24 鉄鋼スラグの品質規格</th></tr><tr><th>材 料 名</th><th>呼び名</th><th>表裏密度 (g/cm³)</th><th>吸水率 (%)</th><th>すりへり減量 (%)</th><th>水 浸 膨張比 (%)</th></tr><tr><td>クラッシュラン製鋼スラグ</td><td>C S S</td><td>—</td><td>—</td><td>50以下</td><td>2.0以下</td></tr><tr><td>単粒度製鋼スラグ</td><td>S S</td><td>2.45以上</td><td>3.0以下</td><td>30以下</td><td>2.0以下</td></tr></table> （注）水浸膨張比の規格は、3ヶ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。	表2-24 鉄鋼スラグの品質規格						材 料 名	呼び名	表裏密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比 (%)	クラッシュラン製鋼スラグ	C S S	—	—	50以下	2.0以下	単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3	2	6	1	8	(削除)	削除
表2-24 鉄鋼スラグの品質規格																																				
材 料 名	呼び名	表裏密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨張比 (%)																															
クラッシュラン製鋼スラグ	C S S	—	—	50以下	2.0以下																															
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下																															
3	2	6	1	8	<table><tr><th colspan="2">表2-25 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</th></tr><tr><td>旧アスファルトの含有量 %</td><td>3.8以上</td></tr><tr><td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td><td>針入度 1/10mm</td><td>20以上</td></tr><tr><td>圧裂係数 MPa/mm</td><td>1.70以下</td></tr><tr><td>骨材の微粒分量 %</td><td>5以下</td></tr></table> 〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 〔注3〕アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注5〕骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 〔注7〕旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。	表2-25 アスファルトコンクリート再生骨材の品質		旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下						(削除)	削除													
表2-25 アスファルトコンクリート再生骨材の品質																																				
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																																			
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上																																		
	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下																																		
骨材の微粒分量 %	5以下																																			
3	2	6	1	12	12. 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会 平成22年11月）による。	3	2	6	1	12	12. 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会 令和6年3月）による。	更新																								

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
3	2	6	1	18	表 2-26マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	1	18	表 2-24マーシャル安定度試験基準値	表削除による表 番号の修正
3	2	14	3	12	表 2-72吹付モルタルの配合比	3	2	14	3	12	表 2-70吹付モルタルの配合比	
3	2	6	12	9	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施 工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章8－4－10暑中お よび寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協 会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1－1 －4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しな ければならない。	3	2	6	12	9	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施 工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章8－4－10暑中お よび寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協 会、令和6年3月）の規定によるものとし、第1編1－1 －4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しな ければならない。	更新
3	2	10	5	3	3．受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、 仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」 （国土交通省、平成26年12月一部改正）の規定による。	3	2	10	5	3	3．受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、 仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」 （国土交通省、令和6年3月一部改正）の規定による。	更新
3	2	10	23		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法に関 するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）によるも のとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時に は、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機 能を有するものを設置しなければならない。	3	2	10	23		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法に関 するガイドライン」（厚生労働省 令和5年12月）によるも のとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時に は、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機 能を有するものを設置しなければならない。	
6	1	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改 正）	6	1	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改 正）	更新
6	3	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改 正）	6	3	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改 正）	更新
6	3	2	1		国土交通省 河川砂防技術基準（令和5年10月）	6	3	2	1		国土交通省 河川砂防技術基準（令和6年5月）	更新
6	3	2	1		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)（令和4年3月）	6	3	2	1		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)（令和6年3月）	更新

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
6	4	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	4	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	更新
6	5	1	1	5	5．受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	6	5	1	1	5	5．受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。	更新
6	5	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	5	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	更新
6	6	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	6	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	更新
6	7	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	7	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	更新
10	1	2	1		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	10	1	2	1		（削除）	削除
10	1	2	1		全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻（平成12年9月）	10	1	2	1		（削除）	削除
10	1	7	1	2	2．受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針5－11・6－10施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4．3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	1	7	1	2	2．受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針5－11・6－10施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）の規定による。これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	一部削除
10	4	3	11		橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	10	4	3	11		橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類と整合

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）					新条文（令和7年10月版）				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
10	5	3	7		10	5	3	7	
10	6	2	1		10	6	2	1	
10	6	8	6	2	10	6	8	6	2
10	6	8	6	3	10	6	8	6	3
10	7	2			10	7	2		
10	7	6	5	2	10	7	6	5	2
10	8	7	5	2	10	8	7	5	2

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
10	14	2			日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	10	14	2			日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）	適用すべき諸基準類と整合
10	14	4	7	1	（3）最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	1	（3）最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正
10	14	4	7	2	①受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－26マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	2	①受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－24マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	番号の修正
10	14	4	7	2	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－26マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	10	14	4	7	2	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、表2－24マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	番号の修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
10	16	2			日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	10	16	2			日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）	適用すべき諸基準類と整合
11	1	2			日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月） 日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） （以下略）	11	1	2			日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年5月） 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年7月） 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月） 日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） （以下略）	追記
11	1	10	4	2	2. 受注者は、再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。 3. 受注者は、高木抜根、中低木抜根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。	11	1	10	4	2	2. 受注者は、高木抜根、中低木抜根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。また、掘り取った根株は建設発生木材として処分しなければならない。 3. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	追記

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
11	2	2			日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月） 日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説（平成21年2月） 建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針（平成7年9月） 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）	11	2	2			日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年5月） 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年7月） 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月） 日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説（平成21年2月） 建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針（平成7年9月） 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月） 国土交通省 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29年9月）	追記
11	3	2			日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年5月） 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年5月） 日本造園学会 造園工事総合示方書 技術解説編（平成27年6月） 日本造園建設業協会 公園・緑地樹木剪定ハンドブック（令和元年） 環境省 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（令和2年5月改訂） 森林総合研究所 放置竹林の把握と効率的な駆除技術（平成30年2月） 公園・緑地維持管理研究所 改訂5版公園・緑地の維持管理と積算（平成28年12月） 造園修景積算研究所 造園修景積算マニュアル（令和元年4月）	11	3	2			日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年5月） 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年5月） 日本造園学会 造園工事総合示方書 技術解説編（平成27年6月） 日本造園建設業協会 公園・緑地樹木剪定ハンドブック（令和元年） 環境省 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（令和2年5月改訂） 森林総合研究所 放置竹林の把握と効率的な駆除技術（平成30年2月） 公園・緑地維持管理研究所 改訂5版公園・緑地の維持管理と積算（平成28年12月） 造園修景積算研究所 造園修景積算マニュアル（令和元年4月） 国土交通省 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29年9月）	追記

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
11	4	2			国土交通省 都市公園移動等円滑化基準（平成18年12月）（中略） 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（改訂版）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）の解説（平成29年3月） 国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）（平成29年9月） 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月） 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）（平成26年6月） 日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014（平成26年6月） 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2019年版（令和元年9月） 日本電気協会 内線規程（平成28年10月）	11	4	2			日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年5月） 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年7月） 国土交通省 都市公園移動等円滑化基準（平成24年3月）（中略） 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（令和6年版）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂第2版）の解説（令和6年6月） 国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）（平成29年9月） 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）（令和6年6月） 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）（令和6年6月） 日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2024（令和6年6月） 国土交通省 みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり参考事例集（令和6年4月） 空気調和・衛生工学会 空気調和・衛生工学便覧 給排水衛生設備編（平成22年2月） 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（前編）（令和元年9月） 日本電気協会 内線規程第14版（令和4年12月）	追記 更新 修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
11	4	2			日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月） （中略） 全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針（平成22年4月） （中略） 日本道路協会 自転車道等の設計基準解説（昭和49年10月） 土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）	11	4	2			日本道路協会 令和7年度舗装再生便覧（令和7年3月） （中略） 国土交通省 土木工事安全施工技術指針（令和4年2月） （中略） 日本道路協会 自転車道等の設計基準解説（昭和49年10月） 日本道路協会 自転車利用環境整備のためのキーポイント（平成25年6月） 土木学会 舗装標準示方書2023年制定（令和5年10月）	追記 更新 修正
11	5	2			日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月） （中略） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月） （中略） 日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成29年改訂（平成29年5月） 日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル（平成7年11月） 日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第2版（平成26年1月）	11	5	2			日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年5月） 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年7月） 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月） （中略） 日本道路協会 舗装施工便覧（令和7年度版）（令和7年3月） （中略） 日本スポーツ施設協会 屋外スポーツ施設の建設指針（令和7年3月） 日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル（平成7年11月） 日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第3版（令和2年7月）	追記 更新 修正

土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和6年9月版）						新条文（令和7年10月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
11	6	2			受託者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。	11	6	2			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年5月） 日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年7月） 国土交通省 緑の基本計画における生物多様性の確保に関する 技術的配慮事項（都市緑地法運用指針 参考資料）（平成2年10月） 環境省 自然公園等施設技術指針（令和4年3月） 農林水産省 水田生態系の保全に視点をおいた整備技術の解説書（平成23年3月） 農林水産省 水田生態系の保全技術ガイドブック（平成28年3月）	追記
13	1	3	17	1	（3）受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。	13	1	3	17	1	（3）受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の端子板を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。	追記